

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B町所在の会社C（以下「事業場」という。）に入社し、エンジニアとして勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後6時15分頃、勤務を終え普通乗用自動車を運転し事業場から帰宅する途中、D県E市内の信号機のない交差点を直進していたところ、前方より右折してきた普通貨物自動車と衝突し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、直ちにF病院に救急搬送され、「頸部捻挫、両前腕部打撲・挫創、左肩打撲傷、胸部打撲傷、外傷性気胸の疑い」と診断され、その後、同月〇日、Gクリニックに転医し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断されて、加療した結果、平成〇年〇月〇日症状固定となった。

請求人は、症状固定後に障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する程度の障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

GクリニックH医師は、意見書において、要旨、X線上、明らかな所見なし、MRI上、C5/6、C6/7にて軽度の後縦靱帯肥厚像あり、同部への外傷(ストレス)が長期自覚症状残存の一因と判断したと述べているが、一方で、外傷由来の症状であれば、経時的に症状が軽快していくと考えられるとも述べている。したがって、同医師の上記意見を踏まえ検討すると、当審査会としては、現在の請求人の症状の原因の一部に頸椎後縦靱帯の軽度の肥厚が関与していると仮定しても、その症状が将来長期に渡って持続するとみることはできない。

その他、請求人の主張、本件事故後の経過及び医証等を改めて子細に検討するも、本件事故後、長期に持続する請求人の自覚症状を裏付ける客観的所見に乏しく、障害等級に該当する障害が残存しているものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当する程度の障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。